

鳥取縣公報

昭和十九年四月一日
號 外

土曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

目次

- 縣 令
 - 興業等取締規則施行細則制定……………一頁
 - 映書法施行細則制定……………一八頁
- 告 示
 - 石炭ノ最高販賣價格……………三五頁

縣 令

◆鳥取縣令第二十三號

興業等取締規則施行細則左ノ通定ム

昭和十九年四月一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

興業等取締規則施行細則

- 第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ昭和十九年内務省令第四號興行等取締規則ヲ謂フ
- 第二條 規則又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スベキ申請書又ハ届書ハ所轄警察署長ヲ經由スベシ
- 第三條 本令ニ依リ提出スル申請書又ハ届書ニシテ住所、氏名、生年月日ヲ記載スベキ場合ニ於テ法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所在地、代表者ノ住所、氏名、生年月日ヲ記載シ履歷書ヲ添付スベキ場合ニハ其ノ定款ヲ添付スベシ
- 第四條 規則又ハ本令ニ依ル申請者又ハ届出人ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署又ハ承諾書、在學中ノ者ナルトキハ學校長ノ意見ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ

第五條 映畫ノ上映興行並興行者、興行管理者並映寫技士ニ關シテハ映畫法、同施行規則、同施行細則ニ依ルノ外本令ニ依ルベシ

第六條 規則第十三條（技藝者ノ許可）又ハ第十八條（演出者ノ許可）ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ寫眞（申請前六月以内ニ撮影シタル無帽、半身小名刺型無臺紙）二葉ヲ添付スベシ

第七條 規則第十六條（十四歳未満ノ技藝者届出）ノ規定ニ依ル届書ハ正副二通ヲ提出スベシ

第八條 興行者、技藝者又ハ演出者ハ許可ヲ受ケタル日ヨリ五年毎ニ其ノ證明書ヲ就業地ヲ管轄スル警察署長ニ提出シ検査ヲ受クベシ

第九條 規則第二十二條（劇團等ノ組織届）及第二十三條（劇團等ノ就業地變更届）ノ規定ニ依ル届書ハ正副三通ヲ提出スベシ

第十條 規則第二十四條（劇團等ノ解散届）ノ規定ニ依ル届書ハ正副二通ヲ提出スベシ

第十一條 興行者ニシテ興行管理者ヲ置カントスルトキハ

許可ヲ受クベシ
興行管理者ハ興行ニ關シテハ興行者ト同一ノ責ニ任ズベシ

第十二條 前條興行管理者ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左記事項ヲ記載シタル許可申請書ニ管理者ヲラントスル者ト連署ノ上知事ニ提出スベシ

一 興行者ノ住所、氏名
二 管理者ヲラントスル者ノ本籍、住所、氏名、生年月日及學歷ノ大要

三 興行ノ種類及興行ヲ爲サントスル區域
四 管理者ヲ置カントスル理由

第十三條 前條ノ許可ヲ爲シタルトキハ別記様式第一號ノ興行管理者證明書ヲ交付ス

第十四條 興行管理者住所、氏名其ノ他興行管理者證明書記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ興行管理者證明書ヲ滅失毀損シタルトキハ興行者ト連署シ知事ニ届出デ其ノ書換又ハ再交付ヲ受クベシ

第十五條 興行管理者ヲ廢シタルトキハ興行者ハ五日以内

興行管理者ト連署シ知事ニ届出デ興行管理者證明書ヲ返納スベシ但連署シ能ハザルトキハ其ノ旨ヲ記載スベシ
興行管理者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキハ興行者ハ五日以内ニ知事ニ届出ヅベシ

第十六條 興行者又ハ興行管理者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該当スルトキハ知事其ノ業務ノ停止又ハ許可ヲ取消ヲ爲スコトアルヘシ

- 一 品位ヲ失墜スベキ行爲ヲ爲シタルトキ
- 二 法令ニ違反シ又ハ法令ニ基ク處分ニ違背シタルトキ
- 三 其ノ他當該業務ニ従事スルコトヲ適當ナラズト認めタルトキ

第十七條 劇團、演藝團又ハ觀物園ノ主宰者ハ毎年一月末日迄ニ別記様式第二號ニ依リ前年中ノ業務報告書正副二通ヲ知事ニ提出スベシ

第十八條 規則第二十五條（興行許可）ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左記事項ヲ記載シタル申請書（管理者アルトキハ連署）正副二通ヲ興行前日正午迄ニ興行地ヲ管轄スル警察署長ニ提出シ許可ヲ受クベシ

- 一 住所、氏名、職業、生年月日
- 二 興行ヲ爲ス場所ノ種類、名稱、所在地
- 三 興行ノ種類及其ノ内容
- 四 技藝者、演出者又ハ映寫技士ノ氏名（業務上ノ氏名アルトキハ併セテ其ノ氏名）
- 五 興行期間、一日中ノ興行回数及開始並終了時間（映畫ニ在リテハ上映時間表）
- 六 料金（觀覽料其他名儀ノ何タルヲ問ハズ料金ヲ受タルモノハ其ノ料金額）
- 七 觀覽者又ハ聽聞者（以下單ニ觀覽者ト稱ス）定員
- 八 映畫ナルトキハ速燃性、緩燃性ノ別
- 九 其ノ他所轄警察署長ノ命シタル事項

- 一 演劇ノ場合ハ檢閲ニ合格シタル脚本
- 二 演藝ノ場合ハ其ノ種別、題名及其ノ筋書又ハ要旨
- 三 觀物ノ場合ハ其ノ種類
- 四 映畫ノ場合ハ題名檢閲合格年月日、記號番號並長サ
- 五 收益ヲ寄附スル目的ヲ以テスル興行ノ場合ハ受贈者

00856

ノ受諾書(之ヲ添付シ能ハザルトキハ其ノ理由)及收支概算書

六 興行場ニシテ他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ承諾書

第一項第二號乃至第七號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クベシ

第十九條 興行時間(觀物ノ場合ヲ除ク)ハ四時間ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 警察署長保安上其ノ他特別ノ必要アリト認ムルトキハ興行時間、興行開始若クハ興行終了時ヲ指定シ又ハ興行ヲ一時中止セシムルコトヲ得

第二十一條 興行者及興行管理者ハ興行ニ當リ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一 興行許可前ニ於テ觀覽券等ノ前賣ヲ爲サザルコト
但シ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二 許可ヲ受ケタル定額以外ノ料金等ヲ收受セザルコト
觀覽者ヲ勧誘スル目的ヲ以テ觀覽券又、物品ノ配付

其ノ他射倅ノ方法ノ提示ヲ爲シ又ハ爲サシメザルコト
四 定員外ノ觀覽者ヲ入場セシメ又ハ觀覽者席以外ノ場所ニ觀覽者ヲ收容セザルコト 但シ所轄警察署長ニ於テ保安上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
五 觀覽者定員ニ達シタルトキハ切符賣場窓口ニ滿員札ヲ掲出スルコト

六 觀覽者席内ニ於テ喫煙セシメザルコト

七 通常出入口、非常口、廊下、階段、通路、周圍空地ニハ通行避難ノ障害トナルベキ物件ヲ置カザルコト

八 觀覽者ノ使用スベキ場所ニハ適當ナル照度ノ燈火ヲ點ズルコト

九 休憩中ハ充分ナル換氣採光ヲ爲スコト

十 男女及同伴席ヲ區別スルコト 但シ構造設備照度其ノ他ノ事由ニヨリ所轄警察署長ニ於テ支障ナシト認メタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

十一 便所ハ常ニ清掃シ時々防臭劑ヲ撒布スルコト

十二 濫ニ觀覽者其ノ他ヲシテ樂屋、映寫作業室其ノ他技藝者、演出者ノ居所等ニ又技藝者、演出者ノ寫技

00857

士ヲシテ觀覽席ニ立入ラシメザルコト

十三 興行者證明書、管理者證明書及檢閲ヲ經タル脚本並映畫ハ警察官吏ノ求メアル場合ハ之ヲ提示シ得ル様常備シ置クコト

十四 興行場入口其ノ他見易キ場所ニ左ノ事項ヲ掲出スルコト

イ 入場料其ノ他觀覽者ノ負擔トナルベキ一切ノ料金

ロ 觀覽者定員

ハ 觀覽者ノ遵守スベキ事項

十五 前各號ノ外所轄警察署長ノ命ジタル事項

第二十二條 興行者ハ別記様式第三號ノ從業員名簿ヲ備付ケ從業員ヲ雇入レタルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及事務別ヲ記載シ常ニ整理シ置クベシ

第二十三條 興行者ハ從業員ニ對シ各其ノ左胸部ニ別記様式第四號ニ依ル徽章ヲ表示セシムベシ

第二十四條 興行ヲ休止シ又ハ中止シタルトキハ興行者ハ遲滞ナク其ノ旨所轄警察署長ニ届出ツベシ

第二十五條 興行者ハ興行終了後五日以内ニ觀覽者數(大

人、小人別)ヲ所轄警察署長ニ届出ツベシ

第十八條 第一項第五號ノ場合ニアリテハ其ノ收支精算書ヲ併セテ提出スベシ

第二十六條 技藝者又ハ演出者ハ興行ニ當リテハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一 公安ヲ害シ風俗ヲ紊ル虞アル言辭、所作、扮裝其ノ他ノ行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメザルコト

二 檢閲ニ合格シタル脚本ニ相違スル言辭、所作等ヲ爲シ又ハ爲サシメザルコト

三 技藝者證明書、演出者證明書ハ臨檢警察官吏ノ求メアルトキハ之ヲ提示スルコト

四 濫ニ觀覽者席ニ出入セザルコト

五 觀覽者ヲシテ濫ニ樂屋其ノ他居所等ニ立入ラシメザルコト

六 其ノ他所轄警察署長ノ命ジタル事項

第二十七條 第十八條乃至第二十五條ノ規定ハ興行者又ハ興行管理者ニ非ズシテ興行ヲ爲ス者ニ前條ノ規定ハ技藝者、演出者ニ非ズシテ興行ニ際シ上演ヲ爲ス者ニ之ヲ準

00858

用ス

第二十八條 第十八條乃至第二十六條ノ規定ハ映畫、演劇、演藝又ハ觀物ヲ料金ヲ得ズシテ公衆ノ觀覽又ハ聽聞ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 一 警察署管内ニ限り上演スル脚本ニ付テハ所轄警察署長ノ檢閲ノミニテ上演スルコトヲ得

第三十條 規則第二十九條(上演脚本一部ノ一時變更)第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ變更セントスル脚本添付ノ上左記事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ上演地所轄警察署長ニ提出スベシ

- 一 住所氏名
- 二 上演スル團休名
- 三 上演ノ場所
- 四 變更セントスル理由
- 五 一時變更ノ箇所及變更内容

第三十一條 前條許可ノ有効期間ハ其ノ上演期間ノミトス

第三十二條 規則第三十五條(技藝者、演出者滞在就業許可)ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可

可申請書正副三通ヲ主タル就業地ヲ管轄スル警察署長ヲ經由シテ提出スベシ

- 一 住所、氏名(業務上ノ氏名アルトキハ併セテ其ノ氏名)及生年月日並履歴ノ大要
- 二 劇團、演藝團、觀物園ニ所屬スルトキハ其ノ名稱
- 三 上演ノ場所及上演ノ種類
- 四 滞在期間並就業期間

第三十三條 興行ヲ爲スヲ目的トスル常設ノ場所(以下單ニ興行場ト稱ス)ヲ設置セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書正副三通ヲ知事ニ提出スベシ

- 一 住所、氏名、生年月日、履歴ノ大要
- 二 興行場ノ名稱
- 三 興行ノ種類
- 四 興行場設置豫定地
- 五 敷地及建物ノ坪數
- 六 觀覽者定員
- 七 換氣採光避難設備
- 八 消防防火設備

00859

建物設計書及構造仕様書並圖面(縮尺又ハ寸法ヲ示シタル建物配置圖各階平面圖、觀覽者席配置圖、構造上重要ナル各部ノ詳細圖、附近二百メートル以内ノ見取圖

- 十 電氣設備及電線配置圖
- 十一 起工及竣工豫定期日
- 十二 建築工事設計者、工事管理者、工事請負者アルトキハ其ノ住所
- 十三 敷地ニシテ他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ承諾書並契約書寫
- 十四 其ノ他所轄警察署長ニ於テ必要アリト認ムル書類

前項第二號乃至第十一號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ノ例ニ依リ知事ノ許可ヲ受クベシ

第一項第十二號第十三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ知事ニ届出ツベシ

第三十四條 前條ノ許可ヲ爲シタルトキハ指令書ト共ニ副本一通ヲ申請者ニ交付ス

前項ノ副本ハ興行場ニ備付ケ當該官吏ノ求メアルトキハ

之ヲ提示スベシ

第三十五條 興行場ノ工事竣工シタルトキハ知事ニ届出デ檢査ヲ受クベシ

前項ノ檢査ヲ受ケ使用認可ヲ受クルニ非ザレベ之ヲ興行ニ使用スルコトヲ得ズ

第三十六條 第三十三條乃至第三十五條ノ規定ハ興行場ヲ改築、増築、移轉、構造變更若ハ修繕シ又ハ敷地ヲ變更セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ第三十三條ノ許可ヲ取消シ興行場ノ使用ヲ停止又ハ制限スルトアルベシ

- 一 第三十三條ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ建築工事ニ着手セザルトキ
- 二 竣工定期日ヲ經過シ尙竣工セザルトキ
- 三 休場二百日以上ニ亘リタルトキ
- 四 本令又ハ本令ニ基リ處分ニ違背シタルトキ
- 五 其ノ他興行場トシテ不適ト認ムルトキ

第三十八條 興行場ハ官公署、學校、病院、神社、佛閣ニ

對シ二百メートル以上ノ距離ヲ保存シ敷地ハ其ノ境界ノ五分ノ一以上ヲ副員四メートル以上ノ通路ニ接セシメ且表側ハ該道路ニ面シ建物ノ前後左右ニ五メートル以上ノ空地ヲ存スベシ但シ土地ノ狀況ニヨリ特ニ斟酌スルコトアルベシ

第三十九條 興行場ノ構造設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一 建築物ノ屋上ハ不燃質物ヲ以テ覆葺シ且避雷針ヲ設クルコト
- 二 通常出入口ハ高サ二メートル以上トシ道路面ニ設ケ觀覽者定員千人未滿ノモノニアリテハ幅員内法二、七メートル以上千人ヲ超ユルモノニ在リテハ三、六メートル以上トスルコト
- 三 非常口ハ高サ二メートル以上トシ道路又ハ空地ニ面シ觀覽者定員千人未滿ノモノハ幅員内法二、七メートル以上、千人ヲ超ユルモノハ三、六メートル以上トスルコト
- 四 通常出入口及非常口ノ扉ハ外開キト爲シ非常口上部ニハ非常口ト表示且赤色燈ヲ設ケ避難マキ方向ヲ示スルコト

シ置クルコト
五 適當ナル換氣並採光裝置ヲ爲スコト
六 階段
イ 各階共ニ簡以上ヲ設ケ各階間ニ滑ニシテ堅牢ナル手摺ヲ設ケ階上以上ノ定員五百人未滿ノモノハ幅員内法一、六メートル以上、五百人以上ノモノニ在リテハ一、八メートル以上トスルコト
ロ 階段ノ踏面ハ〇、二五メートル以上蹴上ハ〇、二メートル以下ト爲スコト

ハ 昇降口及踊場ハ階段ノ内法幅員以上ヲ一邊トスル正方形ヲ劃入シ得ル面積ヲ存セシメ且昇降口ハ通常出入口ニ面セシムルコト
ニ 隅段及螺旋狀階段ヲ設ケザルコト

七 觀覽者席

一 天井ハ板張又ハ金屬製其ノ他之ニ類スルモノト爲シ床上ヨリ三メートル以上ト爲スコト

二 椅子席

イ マハノ占用幅員ハ〇、四メートル以上トスルコト

ト

キ 椅子ハ床ニ固着セシムルコト

ハ 各椅子背ノ距離ハ〇、八メートル以上トスルコト

ト

ニ 横列八席以下毎ニ縦ニ通路ヲ設ケ縦列二十五席

以下毎ニ横通路ヲ設クルコト

ホ 縦通路ハ〇、八メートル以上横通路ハ一メートル

ル以上トシ何レモ觀覽席出入口ニ直通セシムルコト

ト

三 座席

イ 一人ノ占用面積ハ〇、三五平方メートル以上ト

スルコト

ロ 三、六メートル毎ニ幅員〇、三五メートル高サ

〇、一メートル以上ノ通路ヲ設クルコト

四 立見席

イ 一人ノ占用面積ハ〇、二五平方メートル以上ト

スルコト

ロ 觀覽席後方トシ興行一、五メートル以下トスル

コト

ハ 幅員一メートル以上ノ廊下ヲ後方ニ備ヘ觀覽席廊

下間ニ壁ヲ設クルコト

八 觀覽者用便所

イ 床、便壺及便流ハ不浸透物質ヲ以テ構造シ觀覽席

ニ 臭氣ノ及バザル裝置ト爲スコト

ロ 流水裝置ノ手洗具ヲ備フルコト

ハ 男女用ヲ區別シ且之ガ様示ヲ爲スコト

ニ 大便所ハ觀覽者千人未滿ノモノニ在リテハ百五十

人又ハ其ノ端數毎ニ一個以上トシ、千人ヲ超ユル

場合ハ二百人又ハ其ノ端數毎ニ一個ヲ増設スルコト

ト

ホ 小便所ハ一人ノ幅員〇、五五メートル以上トシ各

之ヲ區別シ觀覽者定員五百人未滿ノモノニ在リテ

ハ六個以上、千人未滿ノモノニ在リテハ十個以上

、千人ヲ超ユルモノハ二百人ヲ増ス毎ニ一個ヲ増

設スルコト

ヘ 兩便所ニハ其ノ個數以上ノ履物ヲ備フルコト

九 觀覽者席其ノ他觀覽者ノ使用スル場所ニ適當ナル照度ヲ有スル燈火ノ設備ヲ爲スコト

十 適當ナル消防防火設備ヲ爲スコト

十一 觀覽者定員ニ應ジ適當ナル廣サノ喫煙室ヲ設クルコト

十二 觀覽者席内適當ナル場所ニ臨監席ヲ設クルコト

十三 座席ナル場合ハ觀覽者定員ニ應ジ適當ナル下足場ヲ設クルコト

十四 映寫作業室

イ 周壁、床、天井ハ石、煉瓦又ハ「コンクリート」等ノ不燃質物ヲ、出入口其ノ他ノ扉ハ鐵材其ノ他不燃質物ヲ用フルコト

ロ 間口ニメートル以上、奥行三メートル以上、床ヨリ天井迄ノ高さ二、一メートル以上ト爲スコト但シ映寫機ニ臺以上ヲ使用スルモノナルトキハ一臺ヲ増ス毎ニ間口一メートル以上ヲ増加スルコト

ハ 出入口ハ外開キ自閉防火戸ニ、其ノ他ノ開口部ハ自閉防火戸ト爲スコト

ニ 出入口ハ幅員〇、六メートル以上高さ一、八メートル以上ト爲スコト

ホ 不燃質材料ヲ以テ構成シタル換氣筒ヲ設ケ之ヲ外氣ニ導クコト

ヘ 不燃質材料ヲ以テ構成又ハ被覆シタル「フィルム」格納庫ヲ備フルコト

ト 常ニ適當ナル消火器ヲ備フルコト

十五 床ハ〇、四平方メートルニ付六〇キログラム以上ノ動荷物ヲ支持シ得ベキ強度トスルコト 但シ舞臺及其ノ附屬室ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ構造設備ハ場所ノ狀況其ノ他ニ依リ特ニ必要ナル施設ヲ命シ又ハ斟酌スルコトアルベシ

第四十條 知事ハ保安上又ハ衛生上必要アリト認ムルトキハ興行場ノ改造又ハ修繕ヲ命ズルコトアルベシ

所轄警察署長必要アリト認ムルトキハ興行場ノ検査ヲ行フコトヲ得

第四十一條 興行場ヲ讓受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ知事ニ提出シ許可ヲ受ケベシ

讓渡人、讓受人ノ住所、氏名、生年月日及讓受人ノ履歷ノ大要

二 興行場ノ名稱、所在地

前項ノ許可申請書ニハ讓渡人讓受人連署スベシ但シ連署シ能ハザルトキハ其ノ理由ヲ證スルニ足ル書類ヲ添付スベシ

第四十二條 興行場ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ヅベシ

第四十三條 前十條ノ規定ハ映畫、演劇、演藝又ハ觀物ヲ料金ヲ得ズシテ公衆ノ觀覽又ハ聽聞ニ供スルヲ目的トスル常設ノ場所ニ之ヲ準用ス

第四十四條 興行場又ハ前條ニ規定スル場所以外ノ場所ニ於テハ一月ヲ通ジ十日ヲ超エテ映畫、演劇、演藝又ハ觀物ヲ公衆ノ觀覽又ハ聽聞ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第四十五條 興行場以外ノ場所ヲ一時興行ニ使用セントスルモノハ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 住所、氏名、生年月日

二 興行ニ使用セントスル場所ノ位置、名稱

三 構造、設備ノ仕様概要及圖面（縮尺又ハ寸法ヲ示シタル觀覽者席其ノ他ノ配置ヲ知ルニ足ルベキ平面圖、附近二百メートル以内ノ見取圖）

四 觀覽者定員

五 消防、避難、照明設備

六 使用期間及一日使用時間（開始終了時間）

七 所有者ノ承諾書

第四十六條 前條ノ規定ニヨリ一時興行ニ使用セントスル場所ノ構造、設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 建物ノ周圍ハ三米以上ノ空地ヲ保有スルコト

二 建物ハ堅牢ナルモノナルコト

三 觀覽者席ハ雨露ヲ凌グニ足ルモノナルコト

四 表入口ノ外適當ナル廣サノ非常口二箇所以上ヲ設ケ何レモ扉開キト爲スコト

五 棧敷（二階ヲ含ム）ヲ設クル場合ニ在リテハ〇、四

00864

- 平方メートルニ付六〇キログラム以上ノ動荷物ヲ支持シ得ベキ強度ト爲スコト
- 六 平場座席ハ濕氣ノ浸透セザル構造ト爲スコト
- 七 座席一人占用面積ハ〇、三五平方メートル以上ト爲スコト
- 八 立見席一人占用面積ハ〇、二五平方メートル以上ト爲スコト
- 九 技藝者、演藝者ノ控所、休憩所及浴場等ハ觀覽者席又ハ外部ヨリ見透シ得ザル様スルコト
- 十 適當ナル消防設備ヲ爲スコト
- 十一 觀覽者用便所ハ男女ヲ區別シ觀覽者席又ハ外部ヨリ見透シ得ザル構造トシ觀覽者定員ニ應ジ適當個數ヲ設クルコト
- 十二 映寫作業室
 - イ 天井、床、周壁ノ内部ハ不燃質物ヲ以テ被覆スルコト
 - ロ 出入口、非常口ニ對シ相當ノ距離ヲ有シ且ツ觀覽者席トノ間ハ一メートル以上ノ距離ヲ有スルコト但

- シ耐火構造、準耐火構造ノモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
- ハ 出入口ニハ外開キ防火戸ヲ、他ノ開口部ニハ防火戸ヲ設クルコト
- ニ 映寫室内ニ適當ナル消防設備ヲ爲スコト
- ホ 緩燃性映畫ヲ使用スル場合又ハ携帯用映寫機ノ場合ニシテ支障ナシト認ムル場合ハ前各號ノ制限ニ依ラザルコトヲ得
- 前項ノ構造設備ハ場所ノ狀況其ノ他ニ依リ特ニ必要ナル施設ヲ命ジ又ハ斟酌スルコトアルベシ
- 第四十七條 第四十五條ノ規定ニヨリ許可ヲ受ケタル場所ハ所轄警察署長ノ検査ヲ受クルニ非ラザレバ之ヲ興行ニ使用スルコトヲ得ズ
- 第四十八條 前三條ノ規定ハ映畫、演劇、演藝又ハ觀物ヲ料金ヲ得ズシテ公衆ノ觀覽又ハ聽聞ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス
- 第四十九條 觀覽者ハ左ノ各號ヲ遵守スベシ
 - 一 濫ニ煙草、舞臺、映寫室其ノ他技藝者、演出者、映

00865

- 寫技士ノ居所等ニ出入セザルコト
- 二 喫煙室以外ノ場所ニテ喫煙セザルコト
- 三 場内ノ秩序ヲ紊リ風俗ヲ害スルノ虞アル行爲ヲ爲サザルコト
- 四 其ノ他警察署長ノ命令シタル事項
- 第五十條 第八條、第十一條、第十四條及第十五條、第十九條(第二十七條、第二十八條ノ規定ニヨリ準用スル場合ヲ含ム)、第二十一條乃至第二十五條(第二十七條、第二十八條ノ規定ニヨリ準用スル場合ヲ含ム)、第二十六條(第三十八條ノ規定ニヨリ準用スル場合ヲ含ム)、第三十三條及第三十五條(第三十六條、第四十三條ノ規定ニヨリ準用スル場合ヲ含ム)、第四十一條及第四十二條(第四十三條ノ規定ニヨリ準用スル場合ヲ含ム)、第四十五條及第四十七條(第四十八條ノ規定ニヨリ準用スル場合ヲ含ム)及第四十九條ノ規定ニ違反シ又ハ本令ニ基テ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第五十一條 興行者、興行管理者其ノ他映畫、演劇、演藝又ハ觀物ヲ公衆ノ觀覽ニ供スル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ違

- 反行爲ヲ爲シタル場合ハ自己ノ指揮ニ出デザル故ノ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
- 第五十二條 興行場ノ設置者又ハ所有者、技藝者、演出者ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ、法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス 但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 附 則
- 第五十三條 本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第五十四條 本令施行ノ際現ニ興行管理者タル者ハ本令施行ノ日ヨリ三月ヲ限リ本令ノ許可ヲ受ケズシテ引續キ其ノ業務ニ従事スルコトヲ得
- 第五十五條 本令施行前許可ヲ受ケテ設置シ現ニ使用シツツアル興業場ハ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ届出タルモノニ限リ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト見做ス
- 第五十六條 本令施行ト共ニ左ノ縣令ハ之ヲ廢止ス
 - 明治二十三年十二月三日鳥取縣令第九十九號劇場寄席取締規則及明治二十三年十二月三日鳥取縣令第百號演藝觀物ヲ行取締規則

別記様式第一號(第十三條)

第一面 興行管理者證明書 鳥取縣 鳥取 縣印	(折)	
↑九		↓九
←五、二→		←五、二→
第三面 興行者 興行種類 興行ヲ爲サントスル區域	(折)	第二面 本籍 第 號 昭和 年 月 日 許可 氏 名 年 月 日生

別記様式第二號(第十七條)

業 務 報 告 書

昭和 年 月 日 報告

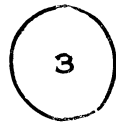
上 演 回 數 計 村 町 市	上 演 日 數 計 村 町 市	興行形態			實 興 行 日 數	步 興 行 日 數	手 打 興 行 日 數	計	種 別 月 次	事 務 所 所 在 地	年 團 體 名 稱 及 組 織 屆 出 日	住 所 及 氏 名	住 所 氏 名												
														月一	月二	月三	月四	月五	月六	月七	月八	月九	月十	月十一	月十二
														計											

00870

別記様式第四號(二十三條)

備考

- 一 徽章ノ大キサハ直徑四センチメートル以上トス
- 二 材料ハ木、紙、又ハセルロイド製トス
- 三 徽章番號ハ從業員名簿ノ進行番號ニ依ルモノトス
- 四 白字ニ黒文字トシ文字ノ大キサハ直徑三センチメートル以上トス



鳥取縣令第二十四號

映畫法施行細則左ノ通定ム

昭和十九年四月一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

映畫法施行細則

第一條 本令ニ於テ法ト稱スル映畫法、規則ト稱スルハ映畫法施行規則ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ映畫興行トハ料金ヲ得テ映畫ヲ公衆ノ觀覽ニ供スル行爲ヲ謂ヒ、映畫興行者トハ業トシテ映畫興行ヲ爲ス者ヲ謂フ

第三條 本令ニ於テ映畫技士トハ知事ノ行フ映寫技士試驗ニ合格シ映寫免許ヲ受ケタル者ヲ謂フ

第四條 規則又ハ本令ニ依ル申請書又ハ届出ニシテ知事ヲ經由スルモノニ在リテハ規則ニ定ムルモノノ外別ニ副本ニ通フ、知事ニ提出スルモノニ在リテハ正副二通ヲ所轄警察署長ヲ經由シ提出スベシ

第五條 前條ノ申請書、届書ニシテ映畫製作者又ハ映畫配給業者ニ關スルモノハ其ノ主タル事務所所在地、映寫技士ニ關スルモノハ其ノ住所(本縣ニ住所ヲ有セザル者ニ在リテハ從業地)ノ所轄警察署長ヲ經由スベシ

第六條 規則又ハ本令ニ依ル申請者又ハ届出人ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、准禁治産者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス

第七條 規則第十三條但書(十六歳未満ノ者及女子ニ對スル就業時間ノ制限)ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記

00871

載スベシ

- 一 住所及氏名
- 二 業務ニ従事セントスル者ノ氏名及業務上ノ氏名並生年月日
- 三 臨時必要トスル理由
- 四 就業ノ日時
- 五 從業場所

第八條 映畫製作者ハ映畫製作所ニ別記第一號様式ニ依ル現業員名簿ヲ備付ケ現業員ヲ雇入レタルトキハ本籍、住所、氏名及業務上ノ氏名並生年月日、雇入年月日及業務別ヲ記載シ常ニ整理シ置クベシ

第九條 映畫興行者ハ映畫興行中左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 興行場所ノ人口又ハ見易キ場所ニ規則第四十六條ノ規定ニ依ル十四歳未満ノ者ノ入場シ得ザルモノナルヤ否ノ標示ヲ爲スコト
- 二 濫ニ映寫技士ヲ觀覽席ニ出入セシメザルコト
- 三 映寫作業室ニハ當該技術者ノ外出入セシメザルコト

- 四 映寫作業室ニハ映寫作業上必要アル場合ノ外火氣其ノ他燃焼又ハ發火シ易キ物件ヲ持入り又ハ喫煙等ヲ爲サシメザルコト
- 五 映畫ハ使用後直ニ不燃質物製ノ容器ニ入レ格納庫ニ收納シ置クコト
- 六 映寫機ニ掛ケタル映畫ハ其ノ上下共ニ金屬製ノ容器ニ收納シ置カシムルコト 但シ緩燃性映畫ヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 七 映寫技士ヲシテ作業中濫ニ映寫室ヲ離レシメザルコト
- 八 切符賣場及各階觀覽席ノ見易キ場所ニ映寫時間表ヲ掲出スルコト
- 九 機械並換氣設備ノ取扱主任者ヲ置キ常ニ之ガ運轉及管理ヲ爲サシムルコト
- 十 前各號ノ外所轄警察署長ノ命ジタル事項
- 第十一條 前條ノ規定ハ映畫興行者ニ非ズンテ映畫ノ上映ヲ爲ス者並興行管理者ニ之ヲ準用ス

第十二條 法第十五條第二項(國民教育上有益又ハ啓發意

00872

傳上必要ナル映畫ノ上映)ノ規定ニ依リ映畫ノ上映ヲ命ズルトキハ別記第二號様式ノ命令書ヲ交付ス

第十二條 映寫技士ニ非ザレバ映畫興行場其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス場所ニ於テ映寫機ノ操作ヲ爲スコトヲ得ズ但シ緩燃性ノ映畫ヲ映寫スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 映寫技士タラントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ知事ニ提出シ映寫免許ヲ受クベシ

一 本籍、住所、氏名、生年月日

二 免許ノ種類

三 主タル從業地

前項ノ申請書ニハ履歷書及寫眞(申請前六月以内ニ撮影シタル無帽、上半身、無台紙、縦三センチメートル横二、五センチメートル大)二葉並戸籍抄本ヲ添付スベシ

第十四條 映寫免許ヲ分チテ甲種映寫免許、乙種映寫免許トシ知事ノ行フ映寫技士試験ニ合格シタル者ニ之ヲ與フ映寫技士免許ヲ與ヘタルトキハ別記第三號様式ノ映寫免許證ヲ交付ス

乙種映寫免許ヲ受ケタル者ハ炭素孤光燈ヲ光源トスル映

寫機ノ操作ヲ爲スコトヲ得ズ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ前條ノ免許ヲ爲サズ

一 十八歳未満ノ者

二 精神病者、聾者、啞者、盲者、其ノ他身体ニ重大ナル缺陷アル者

三 無免許ニテ就業シ處罰セラレ六月ヲ經過セザル者

四 映寫免許ノ取消處分ヲ受ケ一年ヲ經過セザル者

五 其ノ他不適當ト認ムル者

免許ヲ受ケタル者前各號ニ該當スル事實ヲ發見シタルトキハ無効トシ映寫免許證ヲ返納セシムルコトアルベシ

第十六條 映寫技士試験ハ實地試験學科試験ノ順序ニ依リ之ヲ行フ 實地試験ニ合格セザル者ニ對シテハ學科試験ヲ行ハズ

第十七條 實地試験ハ左ノ科目ニ付之ヲ行フ

一 映寫機ノ操作法

イ 映寫機ノ調整

ロ 光源ノ調整

00873

ハ 映寫ノ巧拙

二 災害豫防ノ方法並災害發生ニ對スル應急措置

第十八條 學科試験ハ左ノ科目ニ付筆記又ハ口頭ニヨリ之ヲ行フ

一 映寫機ノ構造

二 映寫機ノ操作上必要ナル電氣智識

三 映寫法令ニ關スル規定

第十九條 試験ノ日時場所其ノ他受験ニ必要ナル事項ハ試験期日十日前受験者ニ通知ス

第二十條 試験場ノ設備映寫機其ノ他ノ物件ヲ損傷シタル者ニ對シテハ之ヲ賠償セシムルコトアルベシ

第二十一條 實地試験ニ合格セルモ學科試験ニ合格セザル者ニ對シテハ二年ヲ限リ日時ヲ指定シテ學科ニ就テノミ再試験ヲ行フコトアルベシ

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ第十七條ノ規定ニ依ル試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトアルベシ

一 乙種映寫免許ヲ有スル者ニシテ甲種映寫免許ヲ受ケ

ントスル者

二 工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ電氣科若ハ機械科又之ニ準ズル學科ヲ終了シタル者

三 他ノ都道府縣ニ於テ映寫免許ヲ受ケタル者

四 其ノ他知事ニ於テ映寫機ノ操作ニ支障ナシト認メタル者

第二十三條 映寫技士映寫免許證ヲ滅失シ若ハ毀損シタルトキ八十日以内ニ其ノ事由ヲ具シ知事ニ申請シ再交付ヲ受クベシ 但シ毀損ノ場合ハ該免許證ヲ添付スベシ

第二十四條 映寫技士ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

一 映寫作業中ハ映寫免許證ヲ携帯スルコト

二 映寫免許證ヲ他人ニ貸與セザルコト

三 映寫作業中濫ニ映寫室ヲ離レザルコト

四 映寫室ニ當該技術者ノ外出入セシメザルコト

五 映寫室ニハ映寫作業上必要ナル場合ノ外火氣其ノ他

燃焼又ハ發火シ易キ物件ヲ持入ラザルコト

六 映寫機ニ掛ケタル映畫ハ上下共ニ金屬製ノ容器ニ收

メ置クコト 但シ緩燃性映畫使用ノ場合ハ此ノ限ニ在

00874

ラズ

七 映畫ハ使用後直ニ不燃質製ノ容器ニ入レ格納庫ニ收納シ置テコト

八 酒氣ヲ帶ビ又ハ喫煙シテ映寫機ノ操作ヲ爲サザルコト

九 濫ニ觀覽席ニ出入セザルコト

十 公安ヲ害シ風俗ヲ紊ル行爲ヲ爲サザルコト

十一 其ノ他所轄警察署長ノ命ジタル事項第

二十五條 映寫技士本籍住所氏名ニ異動ヲ生ジタルトキハ五日以内ニ免許證ヲ添ヘ知事ニ届出デ映寫免許證ノ訂正ヲ受クベシ

第二十六條 映寫技士他ノ都道府縣ニ從業地ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク從業地變更届ヲ知事ニ提出スベシ

第二十七條 他ノ都道府縣ニ於テ映寫免許ヲ受ケタル者本縣下ニ從業地ヲ變更セントスルトキハ第十三條ノ規定ニヨル申請書ニ映寫免許證ノ寫ヲ添ヘ知事ニ提出スベシ

第二十八條 映寫技士其ノ業務ヲ廢止シ又ハ死亡シタルトキハ廢業ノ場合ハ本人ヨリ死亡ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届

出義務者ヨリ映寫免許證ヲ添ヘ二十日以内ニ届出ベシ

第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ映寫技士ノ業務ヲ停止シ又ハ第十四條ノ免許證ヲ取消スコトアルベシ

一 第十六條第一項第二號ニ該當スルニ致リタルトキ

二 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタルトキ

三 其ノ他就業上不適當ト認ムルコト

第三十條 前條ノ規定ニヨリ其ノ業務ヲ停止又ハ映寫免許ヲ取消ヲ受ケタル者ハ違滞ナク映寫免許證ヲ知事ニ返納スベシ

業務停止ノ期間滿了シタル場合ハ映寫免許證ヲ本人ニ還付ス

第三十一條 第八條、第九條(第十條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)第十二條、第十四條第二項、第二十三條乃至第二十八條、第三十條ニ違反シ又ハ本令ニ基ク處分ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十二條 映畫製作者又ハ映畫興行者其ノ他映畫ノ上演ヲ爲スモヤハ其ノ代理人、戶主、家族同居者雇人、ハノ他

00875

從業者ガ其ノ業務ニ關シ違反行爲ヲ爲シタル場合ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十三條 興行者其ノ他映畫ノ上演ヲ爲ス者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ、法人ナルトキハ理事取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス但シ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス

ル未成年者ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第三十四條 本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

第三十五條 本令施行前ニ映寫免許證ヲ受ケタル映寫技士ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト見做ス

第三十六條 昭和十五年二月九日鳥取縣令第四號映畫法施行細則ハ之ヲ廢止ス

(用紙美濃紙型)

現 業 員 名 簿

雇 入 年 月 日	解 雇 年 月 日	本 籍 住 所	業 務 別	氏 名	生 年 月 日

別記第二號様式(第十一條)

映 畫 上 演 命 令 書

00876

上 映 映 畫	題 名	卷	數	長	サ	上 映 日 時	自 昭 和 年 月 日	至 昭 和 年 月 日	日 間 每 日 興 行
						上 映 日 時	自 昭 和 年 月 日	至 昭 和 年 月 日	日 間 每 日 興 行

映畫法第十五條第二項ノ規定ニ依リ右映畫ノ上演ヲ命ズ

昭和 年 月 日

知 事 名

第三號様式(第十四條) 用紙縦九 横十八 纏 地色淡紅色三折

00877

注 意

- 一、免許證ハ從業中必ズ携帯スルコト
- 一、免許證ハ他人ニ貸與セザルコト
- 一、映寫作業中濫リニ映寫室ヲ離レザルコト
- 一、映寫室ニハ作業上必要アル場合ノ外火氣其ノ他燃焼又ハ發火シ易キ物件ヲ持入ラザルコト
- 一、酒氣ヲ帶ビ又ハ喫煙シナガラ映寫作業ニ從事セザルコト
- 一、免許證ノ記載事項ニ異動アリタルトキハ五日以内ニ届出訂正ヲ受クルコト
- 一、他ノ都道府縣ニ從業地ヲ變更シタルトキハ速ニ知事ニ届出スルコト
- 一、滅失毀損シタルトキハ速ニ申請シ再交付ヲ受クルコト
- 一、業務ヲ廢業シタルトキハ速ニ免許證ヲ返納スルコト

第 號

昭和 年 月 日交付

種 映 寫 免 許 證

鳥 取 縣

告 示

鳥取縣告示第六十一號

昭和十七年七月鳥取縣告示第四百八十四號(石炭ノ最高販賣價格指定ノ件)ハ昭和十九年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

昭和十九年四月一日

鳥取縣知事 武 島 一 義